

災害時等における琵琶湖大橋有料道路の緊急点検に必要な 無人航空機の運用に関する協定書

滋賀県道路公社 理事長 嶋寺 源一(以下「甲」という。)と滋賀特機株式会社 代表取締役 中堀 敏信(以下「乙」という。)は、琵琶湖大橋有料道路の緊急点検を迅速かつ円滑に実施するために無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、琵琶湖大橋有料道路の災害時緊急点検において、甲が乙に対して無人航空機による被害情報収集等の協力を要請する際に必要な事項を定める。

ここで、災害時緊急点検は、自然災害、大規模事故等により琵琶湖大橋有料道路に甚大な被害を生じる、または生じるおそれがある場合に行う点検である。このような自然災害として、震度5以上の地震等を想定している。

(要請)

第2条 甲は、災害時に、情報収集等のため、乙に対して協力を要請することができる。

(協力業務の範囲)

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務(以下「協力業務」という。)は、次に掲げる業務とする。

- (1) 災害対応時に必要な映像、画像等の情報収集に関する業務
- (2) その他甲が必要と認める業務

2 乙は、特別な理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合において、乙は本協定の違反等による責任を負わない。

(協力要請書)

第4条 第2条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施期間およびその他必要事項を明らかにした協力要請書(別記様式1)により行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるものとし、その後において速やかに協力要請書を交付するものとする。

(協力業務の実施)

第5条 乙は、要請を受けたときは、直ちに協力業務に必要な無人航空機および資機材ならびに人員を出動させ、甲の指示に従い協力業務を実施するものとする。協力業務の実施にあたり、乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。協力業務により収集した情報の利用は、甲が判断を行い、乙は責任を負わない。

(安全の確保等)

第6条 甲は、乙に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。

(業務報告)

第7条 乙が、第5条の規定により協力業務を実施したときは、当該協力業務の完了後速やかに、撮影データを添えて、その実施した協力業務の内容を業務実施報告書(別記様式2)により甲に報告するものとする。

(映像等の所有権)

第8条 本協定に基づく協力業務による映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像を、甲の許可なく第三者へ提供しないものとする。

(費用負担)

第9条 災害発生後概ね3日程度の期間内において、甲の要請により、乙が支援の実施に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。当該期間以外または災害時以外に協力を要請する場合については、甲乙協議により決定するものとする。

(協力業務の責任負担)

第10条 甲の要請による協力業務の実施に伴い損害が生じたときは、次のとおり取り扱う。

- (1) 協力活動に伴う乙の構成員および無人航空機ならびに第三者に対する損害は、乙が補償する。ただし、乙の責に帰さない事象については、この限りではない。
- (2) 上記の損害に備え、乙は、無人航空機の損害賠償保険に加入するものとする。

(平常時の準備)

第11条 乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定め、乙の構成員の無人航空機の活用技術の維持向上に努めるとともに、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第12条 乙は、本協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議により定めるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間終了の1か月前までに、甲または乙の一方から文書をもって、協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和4年12月12日

甲 滋賀県大津市松本一丁目2番1号
滋賀県道路公社

理事長 嶋寺 源一

乙 滋賀県大津市におの浜四丁目1番25号
滋賀特機株式会社

代表取締役 中堀 敏信